

「震災対策に関する調査-国の行政 機関を中心として-」の結果

< 行政評価・監視結果に基づく通知 >

「行政評価・監視」は、総務省が行う評価活動の一つで、行政の運営全般を対象として、主として
合規性、適正性、能率性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、行政運営の改善を推進するもの
です。

本行政評価・監視は、総務省近畿管区行政評価局が独自に企画し、兵庫行政評価事務所及び和歌山
行政評価事務所とともに平成17年12月から同18年3月にかけて実地に調査した結果に基づき、近畿管
区行政評価局長から指定地方行政機関等に対して平成18年3月29日に改善意見を通知するものです。

調査の概略

目的

地震国の我が国において、取り分け阪神・淡路大震災（平成7年1月17日）により甚大な被害を被った近畿圏の住民にとって、震災対策は重大な関心事である。

東南海・南海地震は、近い将来発生する確率が高く甚大な津波被害が想定され、また、都市直下型地震は何時どこで発生するかわからないといわれており、適切かつ効果的な震災対策が求められている。

震災対策を含め災害対策は、第一次的には地方公共団体の責務であるが、国も組織及び機能のすべてをあげて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有している。地方段階でこの責務を果たすため、地方の防災行政上重要な役割を有する機関（以下「指定地方行政機関」という。）が内閣総理大臣により指定されている。

今回の調査は、指定地方行政機関を中心として、国の出先機関における地震発生時における体制の整備等、震災対策への取組状況を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

東南海・南海地震の大阪府、兵庫県及び和歌山県における推定被害：死者数 1,470 人～4,740 人、建物の全壊棟数 63,800 棟～103,400 棟
有馬 - 高槻断層帯～六甲・淡路島断層帯地震（直下型）の兵庫県における推定被害：死者数 7,760 人～12,070 人、建物の全壊棟数 165,100 棟
山崎断層帯地震（直下型）の兵庫県における推定被害：死者数 2,470 人～3,060 人、建物の全壊棟数 58,200 棟

調査対象機関：指定地方行政機関 16（近畿管区警察局、近畿総合通信局、近畿財務局、近畿厚生局、大阪労働局、兵庫労働局、和歌山労働局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部（近畿支部）、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪航空局、大阪管区气象台、第五管区海上保安本部）及びこれらにつながる国の行政機関 15（神戸運輸監理部、神戸財務事務所等）

関連調査機関：大阪府、兵庫県、和歌山県等 15 団体

行政評価・監視の結果（主な通知事項）

- 1 地震発生時における体制の整備（参集基準の整備、情報通信システム等の機能確保、災害対策本部要員等の食料等備蓄）
- 2 庁舎の耐震化対策等の実施
- 3 震災訓練の実施
- 4 その他（避難住民への対応の検討、地方公共団体等派遣職員に関する資料の提出・交換の実施等）

平成 18 年 3 月 29 日、近畿管区行政評価局から関係機関に通知

1 地震発生時における体制の整備

制度・仕組み

防災基本計画では、国等は

地震が発生した場合、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとし、その際、参集基準の明確化、連絡手段の確保等を検討する、保有する施設、設備について、自家発電設備等の整備を図り、停電等でも利用可能なものとするよう努める、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水等の適切な備蓄に配慮する、ものとされている。

調査結果

参集基準

16 指定地方行政機関及び神戸運輸監理部を調査した結果、
自動参集に係る規定がないもの2機関（近畿厚生局、近畿中国森林管理局）
自動参集基準の内容に不明確な部分があるもの3機関（近畿財務局、和歌山労働局、神戸運輸監理部）

自動参集基準の内容に不明確な部分がある例：「非常参集要請があると判断できる場合は自主的に参集」と震度等客観的な基準が不明確（神戸運輸監理部）

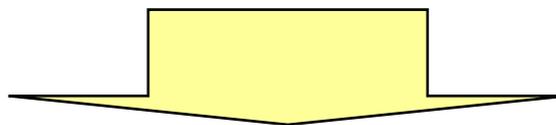
情報通信システム等の機能確保

16 指定地方行政機関を調査した結果、
非常用自家発電設備は整備されているが、停電時に自動的に防災情報提供装置、パソコンサーバー等の機器に接続されず、これらの機器を使用できないもの7機関（近畿総合通信局、近畿財務局、近畿厚生局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局、大阪航空局）
非常用自家発電設備が整備されていないもの2機関（和歌山労働局、近畿中国森林管理局）
防災情報提供装置、パソコンサーバー等の中に転倒防止措置がとられていない機器があるもの8機関（近畿総合通信局、近畿財務局、近畿厚生局、和歌山労働局、近畿農政局、近畿中国森林管理局、近畿経済産業局、近畿運輸局）

7機関の非常用自家発電設備は、消防用機器に接続することを基本としているため直ちには防災情報提供装置等を使用できない。
パソコンサーバー等は、転倒した場合、破壊、ケーブル切断等のおそれあり

災害対策本部要員等の食料等備蓄

16 指定地方行政機関を調査した結果、
災害対策本部要員等のための食料及び飲料水の備蓄を全く行っていないもの6機関（近畿厚生局、大阪労働局、兵庫労働局、和歌山労働局、近畿中国森林管理局、大阪航空局）



参集基準を整備・明確化すること。(5 機関)

停電時における情報・通信システム等の機器の機能を確保する措置を講ずるとともに、転倒防止措置を実施すること。(9 機関)

災害対策本部要員等に必要な食料及び飲料水を備蓄すること(6 機関)

2 庁舎の耐震化対策等の実施

制度・仕組み

国土交通省は、平成8年10月に、「官庁施設の総合耐震計画基準」を制定し、耐震安全性の目標を設定

- ・ 類 指定地方行政機関のうち地方ブロック機関が入居する施設等（大地震動後、補修することなく使用できることを目標）
- ・ 類 一般官公庁施設（大地震動により構造体に部分的な損傷は生ずるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標）

「官庁施設の総合耐震計画基準」では、同基準の制定以前に設計、建築された官庁施設については、その耐震安全性の確認のため、施設の機能、社会的影響、地理的条件等を考慮して、緊急度の高いものから優先的に耐震診断を実施することとしている。

調査結果

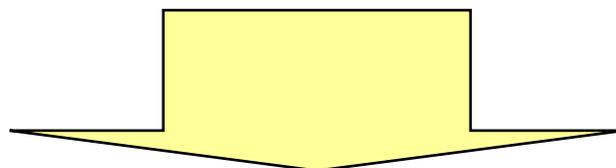
16 指定地方行政機関及びその出先機関の一部が入居する庁舎等 28 を調査した結果、

耐震診断を実施していないもの 4 庁舎

耐震診断等の結果、耐震性が十分でないことが明確となっているが、具体的改修計画のないもの 7 庁舎

庁舎機能が麻痺した場合の代替措置が防災業務計画等に明記されていないもの 4 機関（近畿管区警察局、兵庫労働局、和歌山労働局、近畿地方整備局）

- ・ 耐震診断未実施の例： 類（地方ブロック機関入居庁舎）が 1 庁舎（近畿中国森林管理局の庁舎）
： 類に位置づけられないが、国内に 4 箇所の国の災害対策用食糧備蓄施設の一つ（茨木政府倉庫）
- ・ 具体的改修計画がない例：近畿地方整備局港湾空港部が入居する神戸地方合同庁舎は 類に分類されるが、 類相当の耐震安全性



耐震診断未実施の庁舎については、耐震診断を実施すること。（3 機関）

耐震診断の結果、耐震性が十分でない庁舎については、改修計画等の具体化に努めること。（6 機関）

庁舎機能が麻痺した場合の代替措置については、実効性のある対策を検討の上、必要な措置を講ずること。（4 機関）

3 震災訓練の実施

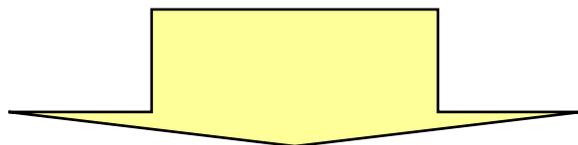
制度・仕組み

現時点で地震の発生を予測することは困難であり、日頃から訓練により初動体制の立ち上げ等が円滑に行えるよう習熟する必要
防災基本計画では、国は、地方公共団体等と連携を強化し、大規模災害を想定した防災訓練を積極的に実施し、情報の収集、伝達訓練、広域的地震災害応急対策訓練、現地本部設置訓練など、より実践的な防災訓練を実施するものとされている。

調査結果

震災訓練を実施していないもの5機関（近畿厚生局、大阪労働局、兵庫労働局、和歌山労働局、近畿中国森林管理局）
実施するとしている震災訓練を実施していないもの3機関（近畿財務局（関係機関との連携訓練）、近畿中国森林管理局（同前）、近畿農政局（全職員参加訓練））

- 最近3年間で16指定地方行政機関中11機関が各機関の業務内容に応じ、震災の発生を想定した様々な訓練を実施
うち、8機関は関係機関と連携した震災訓練を実施、9機関は非常参集訓練、本部設置訓練等を関連付けて実施



震災訓練を実施していない機関は、様々な条件を設定した震災訓練を実施すること。（5機関）
自ら作成している防災業務計画等に基づく訓練を実施していない機関は、当該訓練を確実に実施すること。（3機関）

4 その他の通知事項

(1) 避難住民への対応

実態

- 阪神・淡路大震災では、国の一部の機関が避難住民を一時的に受け入れているが、受け入れ当初、
- ・ 避難住民の受け入れ場が執務室と同一の階に混在したことから、業務に支障を来した。
 - ・ 食事の手配について、職員が地元市と交渉しなければならなかった。
 - ・ 避難住民の安否等に係る電話照会が相次ぎ、その対応に職員が忙殺された。

調査結果

15 指定地方行政機関では、避難住民が来庁した場合の対応方策を定めておらず、その検討を行っていない。

近畿地方整備局では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、「地震時初動マニュアル」（平成8年4月）を定めている。

指定地方行政機関は、庁舎へ避難してくる住民への対応について、合同庁舎等に入居している機関にあっては、庁舎等管理者と協議しつつ、検討しておくこと。（15 機関）

(2) 地方公共団体等派遣職員に関する資料の提出・交換

制度・仕組み

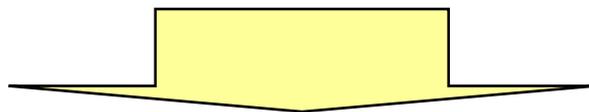
指定地方行政機関の長、都道府県知事等は、災害対策基本法第33条により地方公共団体等から要請される災害応急対策等のための職員の派遣が円滑に行われるよう内閣総理大臣に対し、定期的に、災害応急対策又は災害復旧に必要な技術、知識又は経験を有する職員の職種別現員及びこれらの者の技術、知識又は経験の程度を記載した資料を提出するとともに、当該資料を相互に交換しなければならないとされている。

調査結果

16 指定地方行政機関で災害対策基本法第 33 条の資料を提出・交換している機関は皆無

大阪府及び兵庫県は、災害応急対策等に必要な技術等を有する職員の職種別現員を記載した資料を内閣総理大臣、指定地方行政機関等に対し提出しているが、指定地方行政機関はしていない。

ただし、第五管区海上保安本部については、海上保安庁が災害対策は組織として対応するとの方針を示した文書を関係機関に提出している。



指定地方行政機関は、災害対策基本法第 33 条に基づく資料の提出・交換を行うこと。(15 機関)

(3) 来庁者の安全確保

(4) 生活必需品の調達可能量把握

震災対策に関する調査 国の行政機関を中心として一の結果に基づく主な改善状況

近畿管区行政評価局

1 地方公共団体等への支援体制の整備

(1) 派遣職員に関する資料の提供・交換

近畿地方整備局では、平成18年4月18日、派遣職員について職種別職員数リストの作成し、「災害対策基本法第33条の規定に基づく派遣職員に関する資料について」(国近整防第8号)で内閣総理大臣及び管内各府県知事等に資料を提出した。

近畿農政局では、総理府総務副長官通知に従って、該当者を選定し、内閣総理大臣、管内各府県知事等に派遣職員に関する資料を提出する。

近畿中国森林管理局では、要件に該当する職種別職員数等を早急にリスト化し、関係機関等に提出・交換する。

近畿総合通信局では、総理府総務副長官通達に定められている自動車運転手について、現在、派遣する方向でサービス面の課題等について検討しており、この結果を踏まえて職種別職員数リストの提出等を実施する。

近畿経済産業局では、現在、職種別職員数リストの作成、内閣総理大臣への提出及び地方公共団体等との資料交換について、その方法等を含め本省と協議を行っている。

近畿運輸局では、法令の趣旨、指摘内容については真摯に受け止めており、今後は、災害対策基本法第33条の規定に基づき適切に処理する。

大阪航空局では、局内調整が整い次第、災害対策基本法第33条に則った手続きを行う。

大阪管区気象台では、災害対策基本法第33条に基づき、本庁から派遣職員に関する資料の提出・交換を行う。

(2) 生活必需品の調達可能量把握

近畿経済産業局では、本省が既に実施している調達可能量調査のデータを活用し、調達可能量を把握する。また、地方公共団体との情報共有も含め、物資調達に関する支援体制について、今後、府県と情報交換を行いながら望ましい在り方を検討する。

2 被災者等への支援体制の整備

(1) 避難住民への対応

近畿財務局では、大阪合同庁舎第2号館及び第4号館の管理者として、平成18年4月27日、入居機関で協議し、近隣の被災住民が庁舎内へ避難を求めた場合の対応について、「大阪合同庁舎第2・第4号館防災管理細則」を改正し、避難住民の受入手順等を決めた。

第五管区海上保安本部では、神戸第2合同庁舎の管理者として、平成18年4月28日、震災時の避難住民への対応について、入居機関と調整の上、「神戸第2合同庁舎避難誘導要領」及び「避難誘導マップ」を整備した。

(2) 来庁者の安全確保

兵庫労働局では、平成18年4月27日、兵庫労働局防災業務実施要綱を改正し、来庁者への地震の情報、津波警報等の伝達方法、来庁者の避難誘導等について局内全職員に対し周知を行った。

また、平成18年4月21日、津波が襲来した場合の最寄りの避難地、同避難地への安全な避難ルート等について、共有通路及び各課・室事務室内に掲示を行うとともに局内全職員に周知を行った。

近畿運輸局では、平成18年4月28日、来庁者の安全確保対策として、近畿運輸局和歌山運輸支局防災業務計画実施細目を見直し改正し、同実施細目第11条「災害発生時における職員等の安否の確認及び職員の応急対策」を制定した。

第五管区海上保安本部田辺海上保安部では、田辺港湾合同庁舎の管理者として、平成18年4月1日、入居機関と調整の上、東南海・南海地震等の発生時に同合同庁舎の来庁者への的確かつ迅速な対応が図れるよう来庁者への地震情報・津波警報等の伝達方法、来庁者の避難誘導方法等について「田辺港湾合同庁舎避難誘導規程」を作成した。

3 情報・通信システム等の機能確保

近畿財務局では、合同庁舎入居各官署の一サーバー室等の重要施設への電源回路のみ非常回路へ接続させることを検討中であるが、早急な対応が困難であることから、当面の措置として、平成18年4月28日、入居機関毎、1フロアのみ停電時に全回路電力供給可能な形式に変更した。

大阪航空局では、庁舎管理者等と調整を行った結果、平成18年4月28日、情報・通信システム等の機器を設置しているフロアを停電時でも全回路電力供給可能になるよう非常用自家発電装置から電力供給されることとなった。

近畿総合通信局では、平成18年3月末、防災行政電話について耐震シートによる転倒防止措置を実施した。

近畿財務局では、平成18年4月24日、防災行政無線の転倒防止措置を実施した。

和歌山労働局では、平成18年4月末、パソコンサーバーラックを壁面に固定し転倒防止措置を実施した。

4 庁舎の耐震化対策等の実施

大阪労働局では、平成18年4月27日、合同庁舎管理者である近畿財務局から、第35回大阪合同庁舎第2・4号館連絡会議において、大阪合同庁舎2号館の耐震改修工事に係る説明があり、平成18年度末頃から平成20年度末にかけて耐震改修工事が実施されることとなった。

和歌山労働局では、串本公共職業安定所ほか耐震診断の必要な庁舎について、近畿地方整備局に対し耐震診断を依頼した。なお、耐震診断の結果、補強が必要な庁舎については、本省と協議の上、速やかに必要な措置を講じる方針である。

近畿管区警察局では、新たな庁舎への移転を含め、検討するための委員会を局内に設置し、関係機関との協議を推進している。大阪府が実施した耐震診断結果等を踏まえつつ、

対応を図る。

近畿農政局では、茨木政府倉庫の耐震診断については、庁舎及び倉庫の耐震診断の優先順位を再検討した上で、計画的な予算要求を行い、予算措置がなされた時点で速やかに実施する。

また、京都農林水産総合庁舎については、近畿地方整備局で耐震改修の工法について策定準備中であり、その結果を受け具体的な改修計画について協議を行う。

近畿財務局では、庁舎の耐震化対策等の実施については、今後、必要に応じ近畿地方整備局と協議の上、改修計画等の具体化に努める。

第五管区海上保安本部では、田辺港湾合同庁舎について発災後も効率的に業務が行えるよう近畿地方整備局等の関係機関と調整の上、改善を行う。

5 庁舎機能が麻痺した場合の代替措置

近畿地方整備局では、平成18年4月20日、「近畿地方整備局防災業務計画第2編地震対策編第2章地震災害予防(事前対策)」の一部改訂「近畿地方整備局を統括する本局の庁舎が被災した場合は、近畿技術事務所と淀川ダム統合管理事務所に庁舎の代替機能を確保するものとする等」(国近整防第189号)を行い、関係部、管内各事務所に周知した。

近畿管区警察局では、既に代替機能を有する施設があることから、規程等に代替施設名を明記することとした。

兵庫労働局では、対策本部は、本局での設置が不可能と判断したときは、災害の程度及び庁舎機能の損壊状況等を的確に判断した上で、管内28労働基準監督署・公共職業安定所の中から適切に選定を行い設置する。

和歌山労働局では、仮庁舎設置までの手続きについて、当局防災業務実施要領に規定する方針であり、第二庁舎を代替機能施設として位置づけてこれを明確にすることとした。

6 震災訓練の実施

大阪労働局では、関係機関において防災週間(9月)等実施される防災訓練に参加し、また、災害対策本部の立ち上げ訓練等の震災訓練を実施する。

兵庫労働局では、震災発生時において、対策本部の設置を始めとして初動体制の立ち上げ等が円滑に行われるよう各種震災訓練を実施する。

和歌山労働局では、地方公共団体が実施する防災訓練に積極的に参加するとともに、当局単独での情報伝達訓練等を実施する方針である。

近畿財務局では、合同庁舎入居機関と連携した防災訓練を実施する。

近畿農政局では、火災等を想定した避難訓練は、昨年度も全職員を対象として実施しており、今後は、これに併せて、震災訓練を実施する。